



まちづくり  
歴史  
計画の  
徹底検証

特集

# 動き出した歴史まちづくり計画

——そのねらいとひろがり

西村幸夫（東京大学教授）

動き出す

歴史まちづくり計画の認定

2009年7月の段階で2009年1月19日と3月11日の計2回、国土交通大臣による歴史的風致維持向上計画（以下、歴史まちづくり計画と呼ぶ）の認定がおこなわれ、歴史まちづくり法のもとでの地域の歴史・文化を活かしたまちづくりが動き出すことになった。

これまで認定された合計10市町の歴史まちづくり計画を横並びに概観し、計画立案のねらいやその多様なひろがりについて、現時点での考察をおこないたい。現在、歴史まちづくり計画立案を念頭に置いている都市は百前後にのぼるといわれているが、それらの都市にとつても参考となる情報が得られるに違いない。

まず第一の特徴は、これまで歴



歴史まちづくり計画を最初に認定された5都市のひとつ、高山市の春の高山まつりのコマ。祭礼の場としての都市のありかたが歴史的風致として評価されたということがよくわかる。舞台と化した劇的な都市空間が日々の生活の背後にしっかりと組み込まれているのだ

るので、その意味では、佐川町の事例は小規模町村の歴史まちづくり計画の典型例といふこともいえるだ

歴史的風致の把握から  
歴史文化マスターープランへ

史を活かしたまちづくりに実績を有する人口10万人に満たない中規模以下の歴史都市が認定計画のほとんどを占めていることである。人口45万人を越す金沢市は都市規模の面で唯一の例外である。

大都市の方がそれなりの専門的な行政スタッフを抱えているという現実からするとやや意外な感もなくはないが、歴史まちづくり計画は当該市町村の全域を対象とした維持及び向上すべき歴史的風致を定義し、その維持及び向上に関する課題や方針を明確に論じなければならないといふ仕組みになつていて、規模の大きな都市にとって、そこまでの整理には相当の時間と労力を要するという点がある。金沢市がそうした作業量のハーダルを越えて認定第一号となつたのは、これまでの歴史まちづくりの積み重ねが存在していた

からである。

そのうえ、大都市が有している課題は必ずしも歴史をめぐるまちづくりだけではないので、その点でも大都市の出足が遅いことは説明できるだろう。ただし、大都市においても指定文化財周辺の景観整備という課題は常に存在しているので、今後は準備が整つたところから次第に大都市の歴史まちづくり計画も立てられていくことになると考えられる。

金沢市以外の9都市を見比べると、おおまかにふたつの傾向を読み取ることができる。ひとつはその都市の歴史的な中核部分のほとんどが歴史まちづくり計画においても核に取り得ることができる。ひとつはその都市区域として画定している例である。これには、高山、彦根、萩、犬山の各市があつてはまる。桜川市の場合も、合併以前の真壁町を考えると

その中核部分がそのまま対象となつ

ているという意味ではこの類型にあてはまるといえる。

他方、重点区域を絞り込み、もしくは複数の性格の違う地区を重ねるよう指定しているものとして、龜山、佐川、下諏訪の3市町の計画をあげることができる。歴史まちづくり計画を特定の文化財をとりまく固有の整備テーマを持った地区の計画とらえ、そこにエネルギーを注力していくことになると考えられる。

ただし、佐川町のような場合、

その固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動」と「その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地」の双方の存在が不可欠であり、両者が「一体となつて形成してきた良好な市街地の環境」を

歴史的風致としている（法第1条）。なおここでいう人々の活動には、「伝統的な工芸技術による生産や工芸品の販売、祭りや年中行事等の風俗慣習、地域において伝承されてきた民俗芸能だけでなく、鍛冶や大工、郷土人形製作等の民俗等も含む」（運用指針2）とされ、幅広いハーダルとソフトの融合が守り育てるべき対象とされている。

つまり、歴史まちづくり計画を立案しようとする自治体にとっては、往々にして合併によって広大になっている市域全体に関してこうした地域独自の「歴史的風致」を定義し、その活用策を指針として定めることが計画の第一歩として要求されるのである。これはなかなか高いハードルである。

そのうえに、こうして定められた各都市の歴史的風致は、それまでにそのような総合的な見方をされたことがないだけに、その維持向上に向けた施策は、縦割り的には存在していにせよ、総合的な施策はこれまで実施されてこなかつたというのが本音のところであろう。今後の方針

その固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動」と「その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地」の双方の存在が不可欠であり、両者が「一体となつて形成してきた良好な市街地の環境」を

歴史的風致としている（法第1条）。なおここでいう人々の活動には、「伝統的な工芸技術による生産や工芸品の販売、祭りや年中行事等の風俗慣習、地域において伝承されてきた民俗芸能だけでなく、鍛冶や大工、郷土人形製作等の民俗等も含む」（運用指針2）とされ、幅広いハーダルとソフトの融合が守り育てるべき対象とされている。

つまり、歴史まちづくり計画を立案しようとする自治体にとっては、往々にして合併によって広大になっている市域全体に関してこうした地域独自の「歴史的風致」を定義し、その活用策を指針として定めることが計画の第一歩として要求されるのである。これはなかなか高いハードルである。

が必要である。

文化庁が唱道している歴史文化基本構想についてもまったく同様のことといえる。両者は相携えて都市の歴史文化マスター・プラン確立のおおきなうねりを作り出す第一歩となるのは、歴史まちづくり計画にしても、生活の様相や儀礼などの無形の文化や活動をも対象としている点である。この点で両者は共通しており、また、これまでの静態的なマスター・プランにない可能性をともに秘めている。

ただし、こうした昇華的努力を怠ると、全体方針を述べた部分は單なるお題目に終わってしまい、関心はすべて事業費がつく個別具体的のプロジェクトにそのまま移ってしまう可能性がきわめて高いということになる。せっかくの新しい視点とその確立のための努力を無駄にしないためにも、計画立案当初から、相対的な歴史的風致の顕彰の方法と歴史文化マスター・プランの将来的な活かし方を考えておく必要がある。

てよく指摘されるが、アメを施すた

めにはムチの施策が基本として存在している（あるいは今後用意する）ことが前提となっているのである。これによつてアメを欲するならばムチを用意しなければならないという進むという効果が期待されるのである。

#### 行政実務の新しい仕組みへ

歴史まちづくり計画を立案し、実施していくにあたつて見られる新しい動きとして、これまでにない行政実務のスタイルが生まれつあるといふ点を指摘したい。これはある意味で副次的な成果であるといえるが、長い目で見ると重要な変化であるといえるかもしれない。従来、文化財行政と都市計画行政はほとんど接点を持たなかつたのが、歴史まちづくり計画を通して、文化財部局のうち歴史まちづくりに関するセクションが教育委員会から出て、都市計画部局と融合して、市長部局などに置かれるという例が複数生まれて来たのである（萩市、彦

#### 全体構想と重点区域とのギャップをどう埋めるか

大の関心事である重点区域の画定の項目へ議論を移す。ここに歴史まちづくり計画のおおきな隘路がある。

計画の冒頭において全市的な歴史的風致を論じておきながら、重点区域に限れば、重点区域の核が必ずしも歴史的風致のそれまでの議論から特定されるのではなく、国指定の文化財たる建造物に限られるという矛盾である。

国が実定法を制定してまで推進する歴史まちづくり施策にはその根拠となる守るべき価値の存在を示さなければならず、それは国として指定している文化財をおいて他にないという論理に立脚せざるを得ないが、その国指定文化財が必ずしもここでいう歴史的風致の論理からそのまま導かれるものであるとは限らないという矛盾である。

もちろん多くの文化財建造物が当

根市、犬山市）。また、金沢市のようには都市政策局の中に歴史遺産部が設けられ、そこでは、市町村が作成する計画であり、それがそのまま国の認定を受けるので、都道府県の関与がないという点である。こうした権限のフランク化は、近年の行政全般における共通した特徴ではあるが、文化財としている分野にまでこうした流れが及んできている点は特筆に値するだろう。

#### 文化財行政への期待

最後に、歴史まちづくり計画が文化行政に及ぼす変化について言及したい。

この傾向は市町村だけでなく、国

が、歴史まちづくり計画を通じて、

文化財部局のうち歴史まちづくり

に関するセクションが教育委員会から

出て、都市計画部局と融合して、市

長部局などに置かれるという例が複

数生まれて来たのである（萩市、彦

市長部局などに置かれるという例が複数生まれて来たのである（萩市、彦

該区域の歴史的な文脈とは無縁のところで成立しているはずはないの

で、実際に、両者の乖離はそれほどおきくはないかもしれないが、論理に飛躍があることは否めない。

一方で現実を見ると、实际上は重

点区域を画定するための説得力を持つた論理として、歴史文化上の由緒や都市計画や景観計画上の規制区域など多様なゾーニングが行われてい

る。たとえば、歴史文化上の由緒を

根拠とした区域設定の例として、古代条里制の範囲（山鹿市）、祭礼に

おける巡行圏域（亀山市）、城下町の総構えの圏域を核とした区域（大

山市）、城下町地区に周辺の山地を

加えた区域（高山市）などがあり、

都市計画などの区域設定を基にした

例として、景観条例の対象区域（金

沢市）、世界遺産暫定一覧表に記載

されるにあたつて想定されているコ

アとバッファーゾーンを中心とした

区域を設定したもの（彦根市）、H

OPE計画などの対象地区を中心と

したもの（佐川町）、町内会の境界

を根拠としたもの（下諏訪町）など

がある。

もちろん歴史文化上の由緒が景観計画等の地区画定の根拠となつてゐることも少なくないので、両者に截然たる区別があるわけではない。

ここでひとついえるのは、こうし

た地区画定が何らかの景観上の規制を伴つてゐる、もしくは近い将来にそのような規制が導入されることが明示されているという点である。こ

のことは歴史まちづくり法の規定によつて国が定めた歴史まちづくりに

関する基本的な方針のなかに明記されてゐる（法第4条第1項）。すな

わち、「重点地区の歴史的風致の維持及び向上の観点から、必要な措置

について計画に位置づけ」ことが望ましいとしており、その例として、「景観計画の策定による建築物等の形態意匠の制限等景観法に基づく規制措置や、高度地区等の都市計画の決定による建築物の高さの制限等都市計画法に基づく規制措置」（方針第5章）が示されている。規制なきところに支援なし、なのである。

歴史まちづくり法はアメの施策であり、ムチの部分は持つていないということが同法のひとつの限界とし

がなれば意味がないので、この点でも規制と支援のバランスのとれた施策が求められることになる。

また、歴史まちづくり計画は、国指定文化財を持たない市町村にとつては絵に描いた餅に過ぎないので、この機会に文化財指定や重要伝統的建造物群保存地区選定を推進するモメンタムを働かせるることもできる場合もあるのではないだろうか。少な

くとも、登録文化財を組織的に増やしていくための手がかりとして歴史まちづくり計画を用いることはできるだろう。

さらに、文化庁が進める文化財総合的把握モデル事業を進めている20都市を突破口に、歴史文化基本構想をいかに歴史まちづくり計画へとつなげていくかに関しても今後戦略的思考が必要となつてくることにならば、各都市のまちづくりの厚みは今までよりも遙かに奥深いものになつていくことだろう。

こうして歴史まちづくり計画がもたらすであろう各種のインパクトは、うまく内部化することに成功するならば、各都市のまちづくりの厚みは今までよりも遙かに奥深いものになつていくことだろう。

